

てしかが



主な内容

- 弟子屈町表彰式……………②
- 政治はみんなのもの……………④
- 協力隊通信……………⑧
- ワインイベント 葡萄色の週末(エピソードウィークエンド)……………⑨
- 森地熱発電所を巡る町民先進地視察……………⑨
- 町税などの納期限/夜間納税窓口開設……………⑩

「おじいちゃん・おばあちゃんとギョツ」

9月13日に行われた和琴小学校児童と屈斜路長寿会の皆さんとの交流会での1コマです。子どもたちが企画したさまざまな遊びを楽しみながら、子どもたちと地域のお年寄りの皆さんがふれあいました。(関連記事18~19ページ)

てしかがが歴史写真館¹⁸⁶



湖底で捕獲されたウチダザリガニ
(国立環境研究所提供)

厄介者から見える深い理由

先月「摩周湖最深部でザリガニ捕獲 大型生物は初発見」という見出しの付いた記事が全国紙に掲載されました。学術チームが今年の6月に捕獲カゴを設置して9月上旬に引き揚げたところ、8~10センチの生きたウチダザリガニ3匹が入っていた、ということ伝える内容でした。

標準和名として「ウチダ」と付いているのは、北海道大学の内田亨教授が持っていたザリガニの標本が種の同定(分類上の所属を決定すること)に役立ったことによるのですが、原産地は北米大陸です。もともと国内には生息していなかった生物が、現在は阿寒国立公園の特別保護地区に指定されている摩周湖にいることは、まぎれもない事実です。

昭和初期、食用として、また魚の餌になることが期待され、養殖地として選ばれたことが始まりです。「エゾサシユウオ以外の魚類がほとんど見られない美しい湖だったから」ということが選定理由だったとみられています。試験的飼育が成功すると、本格的に約500匹が輸入され、摩周湖に放たれました。その後、この湖は国立公園となり、戦争という混乱期を経て養殖事業どころではなくなり、いまやウチダザリガニは特定外来生物にされてしまいました。

透明度が高いことで知られる摩周湖は、生物の育成に必要な栄養物質が極端に少ない貧栄養湖としても有名です。それだけに、大型の生物が、しかも環境や生態系が変わるとされる目安の200メートルを超える深さで生きていたということに、大いに驚かされたのです。時代に翻弄(ほんろう)された当事者は、与えられた場所で、したたかに生き抜いてきただけなのですが。

てしかが郷土研究会(斎藤)

善行表彰

公益のため多額な私財を寄附した方。

川人 一剛
 公共用地として活用してほしいと、桜丘3丁目76番5
 ほか4筆の土地421.72平方メートルを寄附された。
 (2016年3月8日受納)

**一般社団法人北海道LPガス協会
 釧路支部弟子屈分会**
分会長 上村 保範
 防災対応災害支援機材として、カセット式ガス・スト
 ープ100台、ハイカロリー・コンロ5台、LPガス仕様の
 ポータブルガス発電機2台を寄附された。
 (2012年12月14日・2013年6月20日・2013年11月6日・
 2014年12月4日・2015年12月11日・2016年6月15日受
 納)

松田 正敏
 公共用地として活用してほしいと、中央2丁目436番
 1ほか4筆の土地1,281.52平方メートルを寄附された。
 (2016年5月26日受納)

武内 才一
 屈斜路湖の環境保全に関する事業(魚類増殖)、屈斜路
 湖仁伏船着場整備費用に役立ててほしいと、現金計140
 万円を寄附された。
 (2014年12月26日・2015年12月14日受納)

在住功労

現に50年以上本町に在住し、年齢77歳を超え、長
 年にわたり福祉向上や産業の振興に努められたと
 ともに、地域発展のために貢献した方。(50音順)

◆鎌田 ◆金澤 ◆小野 ◆尾崎 ◆岡本 ◆大橋 ◆大関 ◆大越 ◆及川 ◆及川 ◆遠藤 ◆江藤 ◆岩上 ◆今見 ◆稲泉 ◆石辺 ◆荒本 ◆城愛 ◆田澤 ◆野玲 ◆昭典 ◆澄子 ◆多美 ◆重信 ◆輝雄 ◆ス子 ◆恵美 ◆健一 ◆鋭男 ◆行江 ◆増雄 ◆和子 ◆愛子

◆館山 ◆館橋 ◆高橋 ◆高橋 ◆高杉 ◆高川 ◆瀬川 ◆瀬川 ◆須藤 ◆鈴木 ◆鈴木 ◆杉山 ◆菅原 ◆佐藤 ◆斎藤 ◆今野 ◆今野 ◆小林 ◆小濱 ◆後藤 ◆合田 ◆倉田 ◆熊谷 ◆久保 ◆久保 ◆工藤 ◆形部 ◆川義 ◆山夕 ◆紘子 ◆道雄 ◆規子 ◆英子 ◆シゲ子 ◆文子 ◆すみ子 ◆晶子 ◆満子 ◆喬子 ◆重子 ◆光子 ◆道子 ◆美功 ◆金子 ◆三幸 ◆三雄 ◆三男 ◆明子 ◆馨子 ◆實敏 ◆嘉久 ◆愛子 ◆玲子 ◆義章 ◆勝

◆米田 ◆横川 ◆横川 ◆山田 ◆山下 ◆山川 ◆目々 ◆目々 ◆村井 ◆宮脇 ◆宮脇 ◆美濃 ◆三浦 ◆松谷 ◆古瀬 ◆藤森 ◆平川 ◆早川 ◆馬場 ◆羽田 ◆野村 ◆西端 ◆中谷 ◆中島 ◆中川 ◆堤勝 ◆築地 ◆谷田 ◆利好 ◆喜和 ◆松博 ◆英子 ◆サカエ ◆謙治 ◆完郎 ◆博 ◆タケ ◆博 ◆美代 ◆幹子 ◆貞子 ◆忠雄 ◆榮子 ◆と志 ◆マサ ◆ヨシ ◆逸男 ◆佐智 ◆隆光 ◆尚子 ◆勝人 ◆廣太 ◆志

自治功労

多年にわたり町政の振興・発展に寄与し、
 功労のあった方

松岡 悟
 1992(平成4)年1月に釧路温泉桜町自治会副会長に
 就任。2003(平成15)年6月には同会長に就任し、2015
 年12月までの12年7カ月にわたり重責を担われた。
 また、同自治会以外でも自治会長を務められ、自治会
 運営や各種事業遂行に尽力。自治会活動に多大な貢献
 をされた。

この表彰は、町の行政・経済・産業・文化など
 の各分野にわたって、町の振興と発展に寄与
 された方々に表彰状・記念品などを贈呈し、そ
 の功績をたたえるもので、今年で33回目。これ
 までに2千17人と12団体が受賞しています。
 今年度は、自治功労を1人、善行表彰を1団体
 と3人、在住功労を73人が受賞。式では、徳永町
 長から一人一人に表彰状が手渡されました。
 受賞者の皆さんを紹介します。(敬称略)

長年の功績に感謝 弟子屈町表彰式



受賞者代表からのあいさつ



表彰式の様子



出席者全員で

政治はみんなのもの

有権者となった18歳以上の皆さんへ



2015年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢がこれまでの20歳以上から「18歳以上」に引き下げられました。この改正により、今年の7月10日に行われた第24回参議院議員通常選挙から、18歳、19歳の方も「有権者」として投票できることになりました。この選挙で「初めての1票」を投じた方も多いと思います。今、なぜ選挙権年齢の引き下げが行われたのでしょうか。

若い世代の意見を政治に

「選挙」とは、皆さんの意見を政治に反映させるために、皆さんの代表を選ぶ仕組みです。代表を選ぶことができる権利、つまり選挙で投票できる権利が「選挙権」で、一定の年齢に達した国民に与えられます。

選挙権年齢引き下げの目的。それは、若い世代の皆さんの意見が、国や地方自治体の政治にもっと反映されるようにするためです。少子高齢化が進むが国では、高齢者の人口が増える一方で、若者の人口が減っています。そのため、若者の有権者数も少なくなり、若い世代の皆さんの意見が国や地方自治体の政治に反映されにくくなっているのです。

次代を担う若い世代の皆さんに、今、そして未来の日本の在り方を決める政治に関わってほしい。今回の選挙権年齢引き下げには、こうした

願いが込められています。

この度の選挙権年齢引き下げにより、全国の18歳・19歳の皆さん約240万人が、新たに有権者に加わりました。

本町でも、18歳・19歳の皆さん130人が、先の参議院議員選挙時に有権者となりました。そのうち、投票を行ったのは44人。投票率は33.85%にとどまりました。有権者数は総数は6千724人で、投票者数は4千334人、投票率は64.46%。政治に参加するせっかくの権利を行使していない方が多いのは残念なことです。(6ページ下段の表参照)

選挙権という権利と責務

皆さんの意見を政治に反映させるために、皆さんの代表を選ぶ仕組み

政治の役割

個人や団体の考え方や意見
利害の対立を調整し解決する

お金の集め方や使い方を決める

国や社会のルールを決める

社会の秩序を守り統合を図る

みが「選挙」だとお話ししました。皆さんの代表とは、国会議員衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、市区町村長、都道府県議会議員、市区町村議会議員です。

では「政治」とは何でしょうか。一番の役割は、国民の皆さんや地域の皆さんからどのように税金を集め、集めた税金をどのように使うかを決めることです。税金の集め方や使い方についての考えは、個人や団体によって異なるため、さまざまな意見を調整してまとめることが必要になります。

もう一つの大きな役割が、法律や制度など国や社会のルールをつくることです。こちらも、個人や団体によって考え方が異なるため、調整して解決していくことが大切です。

政治を行う代表者を選ぶ手段が選挙で、有権者になるということは選挙を通して政治に参加する権利を持つことなのです。そして、権利であるとともに、国や社会を構築する一員としての責務ともいえます。

「こんな政策が欲しい」「こんな社会にしていきたい」という自分自身の考えを持ち、政治に反映されるよう自ら働きかけていく。そのための代表者を選ぶ。こうしたことが有権者には求められます。

選挙と政治が皆さん自身の未来にどのような関わってくるか、あらためて考えてみませんか。

あなたの思いを票に託し

投票はどのように行われるのでしょうか。
投票は1人1票。そして、投票日に投票所で行うことが原則です。



本町では投票日前、有権者の皆さんに「選挙入場券(はがき)」を送付しています。投票日や投票所が記載されていますので、はがきをご持参の上、指定の投票所で投票を行ってください。万が一はがきを忘れた場合でも、町の選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されていれば、原則、投票を行うことができます。

選挙人名簿に登録されるのは、年齢が満18歳以上の国民です。住民登録をしている市区町村に引き続き3カ月以上お住まいの方などが対象となります。

投票日当日に投票所に行くことができない場合は、期日前投票を行うこともできます。町では、告示日の翌日から投票日の前日まで、町公民館に期日前投票所を開設しています。投票という政治参加の権利を無駄にせず、皆さんの思いを貴重な1票に託しましょう。

有権者に認められた活動

有権者にできることは投票だけではありません。自分の政治的な考えに基づいて「政治活動」も行えます。政治活動とは、候補者が自分の考えを有権者に説明し、支持を訴えること。演説や後援会活動、政党活動、政治資金を集めることなどが、これにあたります。

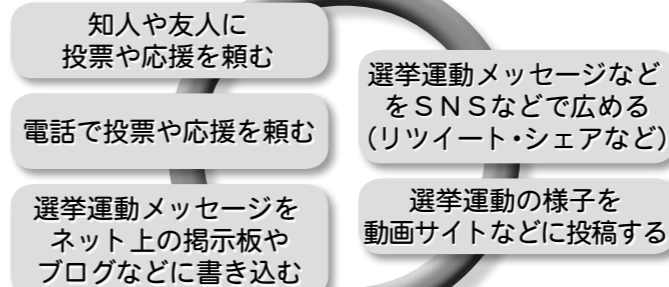
また「選挙運動」も行うことができます。特定の候補者の当選を目的とした活動で、候補者、有権者共に、候補者が立候補の届け出をしたときから投票日の前日に限り、行うこと

ができます。

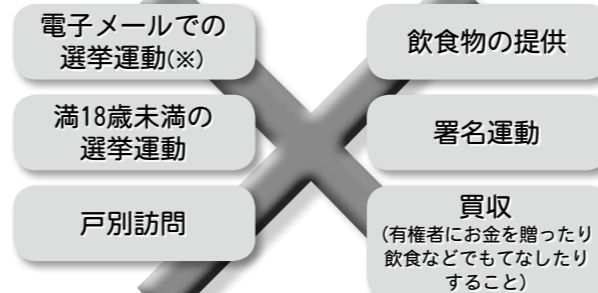
選挙運動には、公平性を保つために一定のルールが設けられています。違反すると法律で罰せられることがありますので、十分に注意してください。(左図参照)

11月6日(日)には弟子屈町長と町議会議員選挙が行われます。最も身近な政治、まちづくりに関わる私たちの代表を選ぶための選挙です。皆さんの声をこのまちの未来に生かしていくために、皆さんの1票を大切にしてください。政治は皆さんのものなのです。

有権者が行うことができる選挙運動



行ってはいけない選挙運動の例



※候補者は行うことができます。

弟子屈町長選挙・弟子屈町議会議員選挙

投票日／11月6日(日) 午前7時～午後8時

弟子屈町長と弟子屈町議会議員選挙が11月6日(日)に行われます。

投票日にはこれまでと同様、町内15カ所の投票所で、午前7時から午後8時まで投票できます。弟子屈町長／弟子屈町議会議員選挙入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票してください。明日のまちをつくる大切な選挙です。明るく正しい選挙になるよう、一人一人が責任を持って投票をお願いします。

投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを活用して投票することができます。

期日前投票制度

投票日前であっても投票日と同様に、投票用紙を投票箱に直接投入することができます。

- ▼投票期間／11月2日(水)～11月5日(土)
- ▼投票時間／午前8時30分～午後8時
- ▼投票場所／期日前投票所(町公民館 1階 研修室)
- ▼対象者／投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など一定の事由に該当し、投票所に行くことができないと見込まれる方。



立候補予定者説明会などの日程

	日時	場所
立候補予定者説明会	10月14日(金) 14時～	町公民館 2階 講堂
立候補届出書事前審査	10月21日(金) 10時～16時	
立候補届け出	11月1日(火) 8時30分～17時	



問い合わせ先／弟子屈町選挙管理委員会事務局 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 4 4 0)

7/10 参議院議員通常選挙 弟子屈町データ

区分	選挙当日の有権者数				投票者数			
	総数	(内数)			総数	(内数)		
		18歳	19歳	18歳+19歳		18歳	19歳	18歳+19歳
人数	6,724人	70人	60人	130人	4,334人	30人	14人	44人
割合	100%	1.04%	0.89%	1.93%	100%	0.69%	0.32%	1.01%
投票率					64.46%	42.86%	23.33%	33.85%

7/10 参議院議員通常選挙 全道データ

区分	選挙当日の有権者数				投票者数			
	総数	(内数)			総数	(内数)		
		18歳	19歳	18歳+19歳		18歳	19歳	18歳+19歳
人数	4,613,374人	48,092人	47,978人	96,070人	2,619,549人	22,472人	19,205人	41,677人
投票率					56.78%	46.73%	40.03%	43.38%

ワインイベント 葡萄色の週末(エビイロウィークエンド)

EBI-IRO WEEK END in TESHIKAGA

ワインに相性の良い料理を町のシェフたちが考えました。

葡萄色の週末

弟子屈産ワインと料理による「弟子屈マリアージュ」をお楽しみください。

昨年10月に発表された弟子屈産ブドウのワイン「葡萄色の旦(えびいろのよあけ)」。今年は下記の町内飲食店6店舗で、各店のシェフが実際にワインを試飲して考えた弟子屈産の食材を使った料理と共に提供されます。ぜひ、この機会に弟子屈産ワインと料理による「弟子屈マリアージュ」をお楽しみください。

▶開催期間/10月7日(金)~16日(日)

▶開催店舗/カフェパルCOVO・すずめ食堂&バル・屈斜路コースゲストハウスわこっちカフェ・food & bar DOMANI・御食事処ぽっぽ亭・PUKA PUKA

スタンプラリーも同時開催

期間中、昨年64本だけ製造された幻のファーストヴィンテージ「葡萄色の旦2014」が当たるスタンプラリーも開催します。ぜひ、ご参加ください。

アンケートでもらえるワインコースター

ワインを飲んだ後、アンケートにお答えいただいた方には先着で、町内の間伐残材を活用したオリジナルワインコースター(記念プレート)をプレゼントします。(8ページ参照)

2016年10月7日(金)~16日(日)

お問い合わせ先
弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会事務局(役場農林課農政係内) ☎482-2936 (課直通)

弟子屈産ワイン「葡萄色の旦」を楽しむ10日間

昨年10月に発表された弟子屈産ブドウのワイン「葡萄色の旦(えびいろのよあけ)」。今年は下記の町内飲食店6店舗で、各店のシェフが実際にワインを試飲して考えた弟子屈産の食材を使った料理と共に提供されます。ぜひ、この機会に弟子屈産ワインと料理による「弟子屈マリアージュ」をお楽しみください。

- ▶開催期間/10月7日(金)~16日(日)
- ▶開催店舗/カフェパルCOVO・すずめ食堂&バル・屈斜路コースゲストハウスわこっちカフェ・food & bar DOMANI・御食事処ぽっぽ亭・PUKA PUKA

スタンプラリーも同時開催

期間中、昨年64本だけ製造された幻のファーストヴィンテージ「葡萄色の旦2014」が当たるスタンプラリーも開催します。ぜひ、ご参加ください。

アンケートでもらえるワインコースター

ワインを飲んだ後、アンケートにお答えいただいた方には先着で、町内の間伐残材を活用したオリジナルワインコースター(記念プレート)をプレゼントします。(8ページ参照)

お問い合わせ先

弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会事務局(役場農林課農政係内) ☎482-2936 (課直通)

参加者募集!

森地熱発電所を巡る町民先進地視察

近年、全国的に地熱を利用した発電やさまざまな取り組みが注目を集めています。町では2015年度から、経済産業省の助成金を活用した「地熱理解促進事業」を実施。昨年は、町民の皆さんへ向けた地熱講演会を開催しました。

今年度は本事業の2年目として、皆さんに地熱に対する理解を一層深めていただくための先進地視察を実施します。視察先は、地熱利用の先進地・茅部郡森町。道内唯一の地熱発電所である「森地熱発電所」や、地熱を利用した栽培施設などの視察を予定しています。皆さんのご参加をお待ちしています。

- ▶視察企画・同行/役場観光商工課
- ▶日程/11月30日(水)~12月1日(木) 1泊2日
- ▶行程・宿泊先/詳細は下記までお問い合わせください。
- ▶旅行代金/交通費・宿泊費は町が助成しますが、設定された食事などの代金以外は参加者の方の自己負担となります。
- ▶募集人員/6人
- ▶申込期間/10月3日(月)9時~10月14日(金)17時
- ▶申し込み方法/役場観光商工課にある申込用紙に必要事項を記載し、提出してください。

※応募多数の場合は、厳正なる抽選の上、決定させていただきます。

お問い合わせ先/役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940 (課直通)



日々の活動
発信中!

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)

<https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshi/>



間伐残材を活用したオリジナルコースター

「葡萄色の週末」は、そんなワインの楽しみ方を提供する10日間です。旬の食材から作られる料理とワインが織りなす「弟子屈マリアージュ」を、ぜひお楽しみください。

イベント期間中に協力飲食店で「葡萄色の旦」を飲まれた方を対象に、簡単なアンケートを実施します。アンケートにご協力いただいた方には、町内の間伐残材を活用して製作したオリジナルワインコースターを先着で差し上げます。その他にも「葡萄色の旦」が当たるスタンプラリーもあり、当てるスタンプラリーもありませんので、お店に足を運んでいただきたいと思います。

協力隊通信

高木浩史さん



弟子屈産ワインを楽しむ特別な10日間へのお誘い

地域おこし協力隊の高木浩史です。

9ページに掲載させていただいていますが、10月7日(金)~10月16日(日)の期間で「葡萄色の週末(エビイロウィークエンド)」と題し、弟子屈産ブドウのワインと弟子屈産の食材を用いた料理を味わえるイベントを開催します。昨年誕生した弟子屈産ワイン「葡萄色の旦(えびいろのよあけ)」は、生産量が少なく一般販売は行っていません。

せん。この貴重なワインを少しでも地元の方々に味わっていただくべく、今回、町内6つの飲食店のご協力により、このような機会を設けさせていただきました。

フランスでは、その年のワインが完成する時期に、飲みたいワインが作られる土地を訪れ、その土地の食材で作られた料理と共にワインを味わう習慣があるそうです。ワインの魅力を最大限引き出せるのは、その土地と一緒に育った食材から作る料理であり、ワインとの相性の良さは「マリアージュ(結婚)」と表現されます。「葡萄色の週末」は、そんなワインの楽しみ方を提供する10日間です。旬の食材から作られる料理とワインが織りなす「弟子屈マリアージュ」を、ぜひお楽しみください。

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」を紹介していきます。

9月13日現在「空き家バンク」で募集している空き家物件は9件(賃貸1件・売買8件)。今月は「登録番号7物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人、団体登録8団体。今月は、団体登録番号3「てしかが自然学校」を紹介いたします。

それぞれの詳しい内容は、町公式ウェブサイトに掲載されています。ご覧いただき、ぜひ、ご活用ください。

▶空き家バンクホームページ

<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/20akiya/bukken.html>

▶人財バンクホームページ

<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/35jinzai/index.html>

空き家バンク



人財バンク



お問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)

空き家バンク
登録番号7

- ▶場所/川湯温泉3丁目64番35
- ▶建物/木造2階建て
2LDK+ロフト付き
- ▶建築年/1989年
- ▶価格/1,000万円



人財バンク
団体登録番号3

- ▶団体名/てしかが自然学校
代表 萩原 寛暢さん
- ▶分野/社会教育・まちづくり・環境保全・こどもの健全育成
- ▶PR/自然環境を生かしたまちづくりに寄与するため、地域の自然を守る地元の人々がもっとたくさん増えるよう、まず地元の人こそが自然を楽しむ自然体験を軸とした「場」をつくっています。



地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率などの状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、本町においても平成27年度決算について算定した財政指標について、広報紙と町のホームページで数値を公表します。

また、平成20年度から義務付けられた計画策定に係る早期健全化基準や財政再生基準については、平成27年度決算では基準内の数値となっています。

実質赤字比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
弟子屈町の数値	—(※)	—(※)	13.4%	126.9%	—(※)
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	(経営健全化基準) 20.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		

※ 実質赤字比率は-1.99%、連結実質赤字比率は-3.57%と算定されていますが、国からの通知により赤字比率がマイナスとなる場合は「-」で表示することとなっているため表記のとおりとします。また、連結実質赤字比率の中に含まれる公営企業会計(水道事業会計・下水道事業特別会計)に係る資金不足比率においても、それぞれ-81.1%、-0.5%となっていますが、同じく「-」で報告をしています。

【早期健全化基準および財政再生基準とは？】

財政の早期健全化基準を超えてしまった場合は、財政健全化計画を策定し、数値が基準内となるように自主的な改善努力を行うこととなります。具体的には事業を縮小したり、収入増のため町民の皆さんに使用料や手数料の値上げによる負担をお願いすることなどが考えられます。

財政の再生基準を超えてしまった場合は、国などの関与による確実な財政再生を行うこととなります。財政健全化計画の策定はもちろんのこと、地方債の借入れも制限され、新たな事業を行うことは難しくなります。また、国などの指導による再生となるため、町民の皆さんには相当な負担増が予想されます。

【今後の見通し】

現在のところ本町においては、上の表のとおり早期健全化基準などを超えておらず、今後についても基準を超えることは想定していません。しかし、財政状況が非常に厳しい状態であることには変わりがないため、引き続き徹底した歳出削減、歳入確保に努めていく必要があります。


問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて5億円!

◆発売期間/10月14日(金)まで(売り切れ次第、発売終了)
◆抽選日/10月21日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。
(町内では購入できません)



問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

大雨による洪水・土砂災害時には

防災ワンポイントコーナー

町内では8月17日から30日までの間、数回にわたって台風や前線が通過しました。これにより、国道・道道の通行止め、屈斜路湖や釧路川・釧別川の水位上昇、強風による倒木を起因とした広域停電などを引き起こし、農業ではデントコーンの倒伏や畑の冠水などの被害、観光関連では来訪予定者からの多くのキャンセルなど、深刻な被害をもたらしました。

8月の台風などへの対応と被害の概要

日	台風などの名称	災害対応	被害の概要
17日～18日	台風7号	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部設置 倒木の処理など 	<ul style="list-style-type: none"> 強風による農作物の倒伏被害 強風と倒木による広域停電 倒木による建物などへの被害 国道・道道の倒木による道路通行規制
20日～23日	前線通過 ～ 台風11号 ～ 台風9号	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 避難準備情報発令 (対象地区/泉1・2・3・5丁目、桜丘1・3丁目、高栄2・3丁目、札友内の一部) 崩壊した河川ののり面の応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による農作物の冠水 JR釧網線(塘路湖付近)の冠水による長期運休 釧別川の増水・激流による下釧別橋付近の堤防の一部崩壊 オシャマンナイ川ののり面の一部崩壊 屈斜路湖・釧路川上流部の増水 尾札部川の水位上昇
30日～31日	台風10号	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部設置 	福島町付近に上陸後、函館市の西側に抜けたため、大きな被害はなし。

屈斜路湖と釧路川上流部の増水、釧別川の急激な増水により、8月21日の夕方、町内では初めての「避難準備情報」を発令しました。避難の区分には「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3種類がありますが、今回の道内各地での大雨洪水・土砂災害により、各地で避難に関する発令がありました。避難区分と発令時の行動についてあらためて紹介しますので、今後の参考にしてください。

避難勧告などにより避難を求める行動の種類

区分	行動基準	皆さんに求められる行動	皆さんへの伝達方法
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> いつでも避難できるように必要な準備をする。 心配な方は自主避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 上記について、家族と話し合う。 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 (災害時)要支援者は、立ち退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール 消防のスピーカー 消防などによる巡回広報 テレビ放送 ラジオ放送
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難の勧告に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長などへの電話連絡 状況により、要支援施設、要支援者への直接電話
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに立ち退き避難する。 立ち退き避難により、かえって危険が及ぶ恐れがある場合は、2階以上に上るなど、屋内で安全を確保する。 	

問い合わせ先/役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

臨時福祉給付金 年金生活者等支援臨時給付金

臨時福祉給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け給付金)が支給されます。

▶支給対象者

- ①臨時福祉給付金／平成28年度分市町村民税が非課税の方(ご本人が非課税でも、市町村民税が課税されている方の控除対象配偶者、扶養親族、青色または白色事業専従者などに該当する場合は、対象外となります)
- ②年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け給付金)／①の支給対象者のうち、障害基礎年金か遺族基礎年金を受給している方(今年の4～7月に実施した「高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」を受給した方を除きます)

▶支給額

- ①対象者1人につき3,000円
 - ②対象者1人につき3万円
- ※②に該当する方は、①も合わせて受給できます。

▶受給方法／平成28年1月1日時点で住民登録をしていた市町村への申請が必要です。対象の方には10月上旬に申請書を郵送しますので、10月11日(火)～平成29年1月13日(金)の間に申請してください。

※申請書や受付期間などは、市町村によって異なります。本町以外が申請先となる場合は、該当市町村にご確認ください。

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

水道料金の助成を行っています

町では町内在住の高齢者世帯など、次の対象世帯の方に水道料金の一部助成を行っています。

対象世帯に該当する方で、助成を希望される場合はお申し出ください。

昨年度この助成金を受給している方は、世帯状況に変動がない限り自動的に継続しますので、あらためて申請する必要はありません。

▶対象世帯／本町に住居登録をし、水道料を納付している世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯を除きます。

- ①身体障害者等世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
- ②ひとり親世帯／配偶者のいない方が18歳未満の子を扶養している世帯。
- ③高齢者世帯／70歳以上の方のみの世帯(夫婦の場合は一方が70歳以上でその配偶者が65歳以上の世帯を含む)・70歳以上の方と18歳未満の子や孫などのみの世帯。

▶助成金額／月額300円(年額3,600円)

※年度途中から対象世帯に該当となった場合は、その月から助成します。

▶申請方法／平成29年2月28日(火)までに、印鑑と振込先口座番号が分かるものをご持参の上、役場福祉こども課か川湯支所までお越しください。(来庁が困難な場合は電話連絡でも構いません)

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

観光を基軸としたまちづくりで活躍する人材を育成 てしかが観光塾を開催します

てしかがえこまち推進協議会(会長・弟子屈町長)では、観光を基軸としたまちづくりで活躍する人材の育成を目的に「てしかが観光塾」を開催します。

てしかが観光塾は、観光のまちづくり、観光の学問的研究、観光の現場で活躍する方々などを講師に迎え、事例紹介やノウハウの伝授などセミナー形式で実施。地域の観光振興を担う人材の育成を進めます。また、観光塾が全国各地で活動されている方々の交流の場になればと考えています。

観光関係者の方はもちろん、まちづくりに取り組んでいる皆さんなど、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

▶塾長／弟子屈町長

▶副塾長／山田桂一郎(JTIC SWISS代表、国土交通省認定観光カリスマ)

▶講師

- ・藻谷 浩介 氏(株)日本総合研究所 調査部 主席研究員)
- ・野口 浩一 氏(株)オリエンタルランドCS推進部CS推進グループ バリアフリープロデューサー)
- ・西尾 健一 氏(株)オリエンタルランドCS推進部CS推進グループ マネージャー)
- ・前田 和司 氏(北海道教育大学岩見沢校 スポーツ社会学研究室教授)
- ・上村 知弘 氏(自然・文化ガイド、写真家)
- ・武山 秀樹 氏(オーチャードグラス代表)
- ・松山 裕一 氏(株)ケアー・サポートまつやま代表取締役) ほか

▶参加料／一般10,000円 学生7,000円(一般・学生ともに弟子屈町民は無料)

詳しくは「弟子屈なび」(<http://masyuko.or.jp>)でてしかが観光塾のページをご覧ください。

11月18日(金)
～
11月20日(日)
川湯ふるさと館
(メイン会場)

問い合わせ先

てしかがえこまち推進協議会事務局(役場観光商工課観光振興係内) ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

えこまち通信

ファシリテーション講習会を開催

人財育成部会

てしかがえこまち推進協議会人財育成部会(萩原寛暢部会長)では9月13日、会議の進行の仕方を学ぶ「ファシリテーション講習会」を弟子屈町商工会で開催しました。

ファシリテーションとは、会議の目的を達成するために、与えられた時間内で参加者の発言を促しながら進行する技術のこと。「NPOファシリテーションきたのわ」代表の宮本奏氏を講師に迎え、約20人が参加しました。

講習会では、まず「相手の話を聞こう!」など、3つの「グランドルール」(会議を進行するためのルール)を決定。その後、自己紹介を通して相手の気持ちに気づく練習や、模擬会議を観察して会議の段階や役割を体感するなど、体と頭を使って会議の進行について学びました。

参加者の皆さんからは「自分の仕事に生かしたい」「次回の開催が楽しみ」などの声が聞かれました。

講習会は3回にわたる連続開催で、第2回目では進行役や板書などを実際にどのようにしたらよいのかについて学ぶ予定です。(参加者は締め切りました)



効果的な会議の進行を学ぶ参加者

問い合わせ先

てしかがえこまち推進協議会事務局(役場観光商工課観光振興係内) ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

飼い犬には狂犬病の予防注射を！

狂犬病予防法に違反すると罰金を科せられる場合があります

狂犬病予防法により次のことが義務付けられています！違反すると20万円以下の罰金の対象になります。

- お住まいの市区町村に飼い犬を登録すること。
- 飼い犬に年1回の予防注射を受けさせること。
- ▶犬の登録先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
- ▶予防注射実施先
 - 釧路地区農業共済組合弟子屈支所 ☎ 4 8 2 - 2 5 7 1
 - 三城家畜病院 ☎ 4 8 2 - 2 9 0 0



正しく飼ってくださいますようお願いいたします。

※町外の動物病院で注射をした場合は、役場への届け出が必要です。
※飼い犬が死亡した場合は、必ず役場へご連絡ください。

飼い主として責任ある行動を！

犬のフンの放置は、周辺の方々に迷惑になるばかりでなく衛生面でも悪影響を及ぼします。散歩時に限らず、ご自分の敷地内のフンであっても、責任を持って処理しましょう。

また、犬の放し飼いは法律で禁止されています。散歩の際はリードを付けるなど、周囲の安全に配慮した行動をお願いします。万が一、飼い犬が逃げ出した場合は、役場環境生活課と警察に必ず連絡してください。



ダメ！絶対！

迷子犬を見かけたら

敷地の外に放たれている犬を見かけた場合は、お手数ですが役場環境生活課までご連絡くださるようお願いいたします。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

エコのすすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。
「エコ」って…？
元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



ごみの分別を再確認！

今月は廃棄物適正処理推進月間です。ごみの分別が正しいか「ごみの分け方・出し方辞典 たつじん」などをご覧になって、もう一度、確認してみましょう。最近変わった分別方法・出し方については次のとおりです。

ガラスびんの分別・出し方

- ①びんのふたは外して、プラスチックごみか不燃ごみに分別する。
- ②びんのラベルは、はがさなくても大丈夫。
- ③割れたびんや、ひび割れたびん、陶器、ガラス食器などは不燃ごみに分別する。
- ④資源ごみ(緑色)の袋に入れて出す。

スプレー缶類の分別・出し方

- ①中身やガスを必ず出しきる。(穴開けは不要)
- ②キャップやノズルは必ず外して、プラスチックごみなどに分別する。
- ③中身の分かる袋に入れる。(指定の袋は不要)
- ④袋にマジックなどで「スプレー」と書いて出す。

一人一人が「自然の番人」！ 不法投棄・野焼きを「しない」「させない」「許さない」！

釧路管内では、ごみのポイ捨てや不法投棄などを撲滅し自然環境を未来へ引き継ぐことを目的とした「自然の番人」事業を実施しています。不法投棄は水質汚濁や土壌汚染などを引き起こし、野焼きはダイオキシン類・塩化水素などの有害物質が発生する原因となります。

皆さん一人一人が「自然の番人」です。不法投棄・野焼きの現場を目撃した場合は、役場環境生活課環境係か弟子屈警察署までご連絡ください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
弟子屈警察署 ☎ 4 8 2 - 2 1 1 0

地方税合同公売会を開催します

北海道(総合振興局)と市町村などでは、差し押さえた財産の合同公売会を開催します。会場には、原則として差し押さえた物件を陳列しますので、ご自身でご確認の上、入札や競り売りに参加することができます。(物件によっては、当日は陳列されず、別の場所での事前の下見や事後の引き渡しとなる場合があります)多くの皆さんの来場をお待ちしています。

- 詳細は、釧路総合振興局のホームページをご覧ください。
- ▶日時／10月30日(日) 11時開場
 - ①入札・11時～ 開札・13時～
 - ②競り売り開始・正午～(受け付けは11時55分まで)※受け付けされないと競り売りには参加できません。
 - ▶場所／釧路市観光国際交流センター(釧路市幸町3-3)
 - ▶参加団体／釧路・根室・十勝管内の市町村、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、十勝市町村税滞納整理機構、北海道(釧路総合振興局・根室振興局・十勝総合振興局)
 - ▶必要なもの／身分証明書(免許証・健康保険証など)、印鑑、買い受け代金(現金のみ)

☐問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)、釧路総合振興局納税課 ☎ 0 1 5 4 ㊟ 9 1 7 1 まで。URL http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/index_nzi.htm

今年も販売決定!! おとくDEしよう品券

11/13(日)
10:00
販売開始!

1人 販売価格20,000円(4冊)まで
(先着順)

70歳以上の方に先行販売

- ▶日時／11月11日(金) 9時～17時
- ▶場所／弟子屈町商工会

※詳しくは広報てしかが11月号でお知らせします。

問い合わせ先／弟子屈町商工会 ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9

10月からB型肝炎ワクチンが定期接種となりました

- ▶対象／平成28年4月1日以降に生まれたお子さん
- ▶接種回数・期間／1歳になる前に3回接種
- ▶接種間隔／●2回目…1回目接種から27日以上開ける ●3回目…2回目接種から139日(20週)以上開ける
※B型肝炎以外の予防接種を受ける場合は7日以上間隔を開けてから接種してください。
- ※平成28年4月～8月に生まれたお子さんは、接種期間が短いため個別に案内を送付しています。お早目に接種をお願いします。
- ※平成28年9月～10月に生まれたお子さんには、保健師による赤ちゃん訪問の際にあらためてご説明します。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

インフルエンザ予防接種に助成を行います

インフルエンザ予防接種に対する助成を、今年度も次のとおり行います。予防接種には、インフルエンザにかかることを防ぐ効果、かかった場合の合併症、重症化、死亡の確率を低くする効果があります。かかりつけの医師などと相談の上、期日までに接種しましょう。

- ▶実施期間／10月中旬～平成29年3月31日(金)
※予約時期は各医療機関によって異なりますので、直接お問い合わせください。
- ▶助成対象者／①満65歳以上の町民の方・満60～64歳で厚生労働省で定めた障がいのある方
②満1歳～中学校3年生の方
③妊婦の方
- ▶実施回数／原則として1人につき、満1歳～小学校6年生の方は2回、それ以外の方は1回
- ▶実施医療機関／摩周厚生病院・弟子屈クリニック・布施医院・美里クリニック・川湯の森病院
- ▶自己負担額／1回目 1,000円・2回目 500円(自己負担額以外を町が負担します)
- ▶その他
※予防接種を希望される方は、各医療機関に必ず予約をしてください。
※予防接種時には、町民であることと年齢が確認できる保険証などを提示してください。妊婦の方、乳幼児・小学生の方は母子手帳もご持参ください。
※長期にわたり町外の医療機関に入院中の方、町外の施設に入所されている方は、上記以外の医療機関でも接種できます。詳しくは、お問い合わせください。

インフルエンザ予防接種の実施時間 詳しくは各医療機関にお問い合わせください

医療機関	月	火	水	木	金	土	備考	
摩周厚生病院 ☎ 4 8 2 - 2 2 4 1		14:00～15:45			-	-	●予約受付時間／13:30～16:30 ●夜間の接種をご希望の方は完全予約制となります。	
10月17日(月)～		17:00～18:00(完全予約制)						
弟子屈クリニック ☎ 4 8 2 - 2 2 2 0		電話でお問い合わせください						
10月17日(月)～		電話でお問い合わせください						
布施医院 ☎ 4 8 2 - 2 6 6 7		電話でお問い合わせください						
10月11日(火)～		電話でお問い合わせください						
美里クリニック ☎ 4 8 2 - 8 8 8 8	9:00～11:30 13:30～18:00	9:00～11:30 13:30～16:00	9:00～11:30 13:30～18:00	9:00～11:30 13:30～16:00	9:00～11:30 13:30～16:00	9:00～11:00		
10月中旬～								
川湯の森病院 ☎ 4 8 3 - 3 1 2 1	9:00～11:00	-	9:00～11:00	-	9:00～11:00	-	●休日、夜間の問い合わせは、#8000番での対応となります。	
11月初旬～								

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



なかむら あかり ちゃん
中村 茜里 ちゃん



わかばやし みなと ちゃん
若林 湊人 ちゃん



いしづか ゆい ちゃん
石塚 結衣 ちゃん



かのう すずね ちゃん
狩野 涼音 ちゃん



すが ゆい な ちゃん
菅 結衣菜 ちゃん



やまもと さな ちゃん
山本 紗菜 ちゃん



さくらがわ りん ちゃん
櫻岡 凜音 ちゃん



よしだ ましろ ちゃん
吉田 ましろ ちゃん

検診でがんの早期発見・治療を



今月の保健師
前川 朋子 さん

がん(悪性新生物)とは

がんは、生涯2人に1人はかかるといわれるほど、身近な病気となつていきます。

がんは、何らかの理由で正常な細胞の遺伝子が傷つき、時間をかけて異常な細胞が増えていくことで周囲に広がっていく病気で、がんを引き起こす要因の代表は「喫煙」。ほかにも「飲酒」「肥満」「運動不足」など多くの要因があるといわれていますが、要因に当てはまる方の全てががんになるわけではありません。逆に、これらに当てはまらなくても、がんになる方もいます。

早期発見・治療のために

気をつけていても防ぎ切れないのが、がん。ですから、検診による早期発見と早期治療が重要となります。

ただし、全てのがんに検診があるわけではありません。現在、国が推奨しているのは胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診です。健康には自信があるから検診は受けない、などといった声も聞かれますが、定期的に検診を受けて健康を証明してみたいかがでしよう。

まだ間に合うがん検診

①町内での受診を希望する方

- 申し込み先／役場健康推進課
- 胃・肺・大腸がん検診／摩周厚生病院での個別がん検診を11月以降に実施します。
- 乳・子宮がん検診／12月1日(木)2日(金)の7時30分～11時と13時～15時。両日とも午前中のみ託児があります。11月1日(火)までに申し込みください。

②町外での受診を希望する方

- 釧路がん検診センター(☎0154-3370)では通年、胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮がん検診が受診可能です。同センターに直接予約してください。
- 釧路市内の医療機関でも、乳・子宮がん検診が受けられます。

町が行うがん検診助成

内容	助成対象	助成頻度	自己負担額	検査内容
胃	検診当日年齢40歳以上	年1回	1,000円	バリウム検査
肺			500円	レントゲン検査
大腸			1,000円	検便検査(便を2日分採り当日持参)
前立腺				血液検査のみ
乳				マンモグラフィ検査 ※国の方針により、今年度から医師による視触診はなくなりました。
子宮	検診当日年齢20歳以上	2年に1回 (今年度は2・4・6・8・10・12月(偶数月)生まれが助成対象)	細胞診検査	

詳細は、お問い合わせください。問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)まで。